

第4回 広島市入札等適正化審議会概要

- 1 会議名
平成26年度第4回広島市入札等適正化審議会
- 2 開催日時・場所
平成27年3月25日（水） 午後3時00分～午後4時45分
市役所本庁舎14階 第7会議室
- 3 出席委員名
木村会長、足立副会長、石井委員、松田委員、緒方委員
- 4 事務局
財政局契約部長ほか5名
- 5 説明等のため出席した職員（審議順）
都市整備局営繕部設備担当部長
佐伯区役所農林建設部下水道担当部長
環境局施設部工務課長
水道局技術部中部管理事務所長
- 6 議題（公開，非公開の別）及び審議の概要
 - (1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告（平成26年10月分から12月分まで）（公開）
 - ア 工事の発注状況について
 - イ 低入札価格調査制度の運用状況について
 - ウ 指名停止措置等の運用状況について
 - エ 苦情処理の運用状況について
 - オ 談合情報への対応状況について

事務局から(1)のアからオについて、取りまとめて報告を行った。
報告に対して、委員から意見はなかった。
 - (2) 抽出事案の審議（公開）
 - ア 基町第十八アパート住戸改善その他第八期衛生設備工事（条件付き一般競争入札）
 - イ 八幡地区下水道築造26-20号工事（条件付き一般競争入札）
 - ウ 玖谷埋立地土砂災害堆積土砂撤去玖等工事（指名競争入札）
 - エ 丹那ハイツほか減圧弁分解補修工事（随意契約）

(2)のアからエまでについて、各工事担当課長から各々の発注した工事について説明を行い、質疑応答を行った。
 - (3) 次回の審議会開催日程について
日程については、後日調整を行い、決定することになった。
 - (4) 平成27年度第1回審議会で説明を受ける工事の抽出について
次回の会議で審議する事案の抽出は、抽出担当者を後日調整することになった。

7 傍聴人の人数
傍聴者 0人

8 発言の要旨
主な質疑応答は、次のとおりである。

抽出事案の審議

① 基町第十八アパート住戸改善その他第八期衛生設備工事（条件付き一般競争入札）

- Q 1 抽出事案説明書（資料3ページ）の入札参加資格のその他にある、「基町第二十アパート住戸改善その他第四期衛生設備工事」との併願不可、とはどういうことか。
- A 1 できる限り多くの業者に工事を配分（受注機会を確保）するため、本案件に応札する業者は、当該工事に応札することができないことにした。
- Q 2 技術者の配置について、配置する技術者の手持ち工事は何件まで認めているのか。
- A 2 配置する技術者については、他の工事との兼務を認めていない。ただし、1億円未満の工事の場合は、工事間の距離が10km未満の場合は兼務を認めている。
- Q 3 本件工事の落札は低入札となっているが、何が原因と考えられるか。
- A 3 落札者は、過去にも同様の工事の施工実績があるため、効率的な施工が可能であると考えられる。

② 八幡地区下水道築造26-20号工事（条件付き一般競争入札）

- Q 1 1者のみの応札となっているが、理由は何と考えているか。
- A 1 本件工事の施工地域は、山や川が近く、土質は玉石交じりで難易度が高い。また、住宅地もあり、管路は曲りがある。こうした条件が業者を敬遠させたものと思われる。
- Q 2 何者くらいの応札を期待していたのか。
- A 2 本件工法はシールド工法としており、この工法の実績をもっている市内本店業者は7者程度。これ以外に市内支店のゼネコンと市内本店Bランク業者とのJVの参加も期待していた。
- Q 3 落札者は総合評価点が8.5点となっているが、この評価は高いのか。
- A 3 総合評価の満点は14.7点となっており、8.5点は高い評価であると考えている。

③ 玖谷埋立地土砂災害堆積土砂撤去玖等工事（指名競争入札）

- Q 1 入札・見積調書に無効とあるのは、どのような理由か。
- A 1 本件は最低制限価格制度対象案件であり、無効とある業者は、応札価格が最低制限価格を下回っていたことから、応札を無効としたものである。
- Q 2 通常型指名競争入札指名業者選定理由書の「1.4 総合数値の状況」にいう、総合数値とは何か。
- A 2 総合数値とは、経営事項審査評定値と市評価事項評価点の合計値をいう。
- Q 3 工期末は平成27年3月31日から延期されたというが、契約額に変更はあるのか。
- A 3 現段階では、契約額に変更はない。

④ 丹那ハイツほか減圧弁分解補修工事（随意契約）

- Q 1 市が所有する減圧弁のメーカーは何者あるのか。
- A 1 市内に105か所の減圧弁設置個所があり、減圧弁のメーカーは4者になる。
- Q 2 受注業者はメーカー1者の専属代理店か。
- A 2 専属代理店で、県内に当該1者のみである。
- Q 3 設計金額と業者の見積額にほぼ差がない状況だが、何が要因と考えられるか。
- A 3 当該案件の積算は明確であり、代理店であれば、適切な積算は可能であるとする。